

監査報告書

令和2年5月18日

社会福祉法人柏涛会
理事長 市塚克己 殿

監事 美馬潔
監事 大石真紀
監事 橋 由紀



私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、理事会その他重要な会議に出席するとともに、事業所にも訪問して、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査のポイント及び監査結果（所見を含む）

令和2年5月18日

社会福祉法人柏涛会
理事長市塚克己 殿

監事 美馬 潔
監事 大石真紀
監事 橋 由紀



社会福祉法第45条の18、柏涛会定款第18条及び柏涛会監事監査実施規程に基づき監査を実施しました。監査のポイント及び監査結果（所見を含む）は次表のとおりです。なお、是正を要する事項については検討されて、是正改善した事項を、後日報告してください。

監査のポイント	監査結果（所見を含む）
I 業務監査	
1 法人運営 ①評議員の選任は、定款の定めに従って適正な手続で行われているか。 ②評議員は全員が資格要件（社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者）を満たしているか。 ③評議員の欠格事項に該当する者はいないか。 ④役員（理事・監事）の選任は、定款に定める員数を評議員会の決議によって行われているか。 ⑤理事の資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上選任されているか。 i 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ii 法人が行っている地域における福祉の実情に通じているもの iii 施設の管理者	■ 適 1 監事監査に使用した「法人全般（運営及び財務）自主点検表1」の点検結果を整理保存するとともに、今後とも自主点検表1を活用して毎年定期的な点検を実施して、法人全般（運営及び財務）における法令遵守とさらなる社会福祉事業等の向上に努めて下さい。

- ⑥監事の資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上選任されているか。
- i 社会福祉事業について識見を有する者
 - ii 財務管理について識見を有する者
- ⑦役員（理事・監事）の欠格事項に該当する者はいないか。
- ⑧評議員会の招集及び決議は法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ⑨定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期（4月から6月まで）に開催されているか。
- ⑩理事会の招集及び決議は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ⑪理事長（業務執行理事がいる場合はこれを含む）の業務は、適正に行われているか。また、定款の定めに従って理事会に報告されているか。
- ⑫評議員会・理事会の議事録は、法令等に定めのあるとおり適正に作成・保存されているか。
- ⑬評議員及び役員（理事・監事）に対する報酬等については、定款（評議員）、定款又は評議員会の決議（役員）によって定められ、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他事情を考慮して、不当に高額とならないような支給基準を評議員会の決議により定め、当該法人のホームページで公表されているか。

2 前回指摘した、役員等の選任手続きにおける関係書類（就任承諾書、履歴書、誓約書等）は整理され、理事会の決議の省略に係る理事監事の同意書及び議事録等についても整理されている。

（所見）

国においては少子高齢化による現役世代（担い手）の減少が最大の課題として「2040年を展望した社会保障・働き方改革」をすすめており、最近では特に、次のような改正がされる。法人としては、これらの改革に対応して魅力ある職場づくりにより人材を確保し、社会福祉事業の充実を図ることが大切である。

1 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正により、社会福祉法人等を社員として、相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人制度」が創設（2021年4月～）される。

当法人に置いては、すでに、災害時、被災した施設を相互に救援することを目的にして、愛媛県や高知県の社会福祉法人との間で、法人間連携協定が締結されており、災害以外の面についても連携の充実をめざしている。

2 「パートタイム労働法等の改正」により正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止（2020年4月～）されており、また、「労働施策総合推進法の改正」によるパワーハラスメント防止対策の法制化により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備等（2020年6月～）が求められる。

2 事業内容

(1) 社会福祉事業

- ①社会福祉事業は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ②社会福祉事業の経営状況は適正か（赤字となっていないか。）。
- ③職員は、サービス提供に必要な人員が確保されているか。
- ④職員研修等によりサービス提供に必要な知識の習得がなされているか。
- ⑤施設及び設備は、サービス提供に必要なものが整備されているか。
- ⑥利用状況は適正か。
- ⑦重大な事故若しくは虐待等の問題が起きていないか。
- ⑧苦情に対する対応は、適切に行われているか。

■ 適

1 「虐待防止人権擁護規程」が整備され、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制が整備され、職員に対しても積極的に研修を実施している。さらに、この規程により法人としては外部委員も含めた「虐待防止人権擁護委員会」を立ち上げ、法人一体として、虐待防止、人権擁護、及び苦情解決に取り組んでいる。今後とも、これら制度のより一層の充実に務めて下さい。

2 「法令遵守等の業務管理体制」は障害者総合支援法（第51条の2等）及び児童福祉法（第21の5の25等）の規定により整備が義務づけられており、当法人においては、既に「法令遵守責任者の選任」及び「法令遵守規程の整備」がされているが、特定相談事業所及び障害児相談事業所についても、市町への届け出が必要であるため、阿南市及び美波町への届を行うこと。今後とも「法令遵守責任者」を中心にして「指定基準、加算等の体制届及び給付費の請求等のチェック、内部通報や事故報告への対応、研修の実施等」の「法令遵守等の業務管理体制」の充実に努めて下さい。

3 介護保険法及び障害者総合支援法等の一部を改正する法律が平成30年4月に施行され、介護保険と障害福祉制度の両制度において、新たに「共生型サービス」が位置付けられ、障害福祉サービス事業所（介護保険サービス事業所）等であれば、基本的に介護保険サービス事業所（障害福祉サービス事業所）の指定も受けられる特例が創設されている。当法人に置いてはすでに一事業所において共生型の介護保険サービス事業所の指定を受けているが今後とも当制度の積極的活用に留意して下さい。

4 監事監査を実施した施設、事業所等は使用した「運営管理（施設・事業所）自主点検表2」、「利用者支援・給付費（施設・事業所）自主点検表3」及び「財務管理自主点検表6」等の点検結果を保存するとともに、監事監査の未実施施設、事業所等についても上記「自主点検表2、3及び6」等を活用して自主的に点検を実施して、結果を保存して下さい。

そして施設、事業所等は毎年定期的に、これらの点検を実施して、法令遵守とさらなる障害福祉サービス事業等の向上に努めて下さい。

5 「評議員選任解任委員会の委員」、「虐待防止人権擁護委員会の外部委員」及び「苦情解決制度の第三者委員（毎月1回程度定例的に実施している利用者相談業務に限定）」に対する報酬規程を整理して下さい。

（所見）

(2) 公益事業

- ①公益事業は、法令及び定款の定めに従って適正に行われているか。
- ②公益事業の経営状況は適正か（赤字となっていないか。）。
- ③職員は、サービス提供に必要な人員が確保されているか。
- ④職員研修等によりサービス提供に必要な知識の習得がなされているか。
- ⑤施設及び設備は、サービス提供に必要なものが整備されているか。
- ⑥利用状況は適正か。
- ⑦重大な事故若しくは虐待等の問題が起きていないか。
- ⑧苦情に対する対応は、適切に行われているか。
- ⑨公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充当されているか。

■ 適
(所見)

(3) 収益事業

- ①収益事業は、法令及び定款の定めに従って社会福祉法人にふさわしい事業が行われているか（法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものとなっていないか。）。
- ②収益事業の経営状況は適正か（赤字となっていないか。）。
- ③収益事業から生じた収益は、社会福祉事業又は公益事業の経営に充当されているか。

■ 非該当
(所見)

3 地域における公益的な取組

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する取組を行っているか。

■ 適

地域における公益的取り組みは、当法人に置いて既に現況報告書に記載されているが、今後とも、既存の福祉制度で対応が困難な地域のニーズを把握し、社会福祉法第24条第2項に規定する「地域における公益的な取り組み」を積極的に推進して下さい。
(所見)

<p>4 特別な利益供与の禁止 法人の関係者（評議員、役員（理事・監事）及び職員並びにその他の関係者）に対し、特別な利益の供与を行っていないか。</p> <p>例）・法人の関係者から不当に高い価格での物品等の購入や賃借 ・法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃借（適正な福利厚生事業を除く） ・役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給 等</p>	<p>■ 適 （所見）</p>
<p>5 監督官庁が実施した監査等の対応</p> <p>①監督官庁が実施した監査等の改善指導に対し、適切な対応がなされているか。 ②当該改善指導及び対応は、理事会で審議（又は報告）されているか。</p>	<p>■ 適</p> <p>徳島県及び阿南市が実施した指導監査の改善指導事項は理事会等に報告され、その対応について審議された。理事会等で審議された改善事項は徳島県等に適正に報告されている。</p> <p>（所見）</p>

監査のポイント	監査結果（所見を含む）
<p>II 財務監査</p> <p>1 予算の編成及び執行</p> <p>①資金収支予算書（補正予算を含む）は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。</p> <p>②法人の経営に関する重要な予算については、理事会においてしっかりと審議が行われているか。 例）新規事業に関する予算、施設の建設及び大規模修繕に係る予算、新たな借入、拠点（事業）区分間の繰入・繰出</p> <p>③歳入予算は、適切に見積りが行われているか。</p> <p>④歳出予算の範囲内で支出が行われているか（予算を超えた支出又は予算のない勘定科目の支出。）。</p> <p>⑤予備費の使用がある場合、経理規程に基づき適正に行われているか</p> <p>⑥他の勘定科目に予算を流用している場合、経理規程に基づき適正に行われているか</p>	<p>■ 適</p> <p>（所見） 理事会での審議も行われている。 予算では、前年度等の実績を踏まえ無理のない目標値を設定していただきたい。また、3月の補正予算ではより決算に近い数字になるよう施設長を中心にさらに審議を深めていただきたい。</p>

2 計算書類

(1) 収支計算書・事業活動計算書

①資金収支計算書の事業活動による支出は適正か。

○人件費支出

・役員報酬支出、職員給料支出 他

○事業費支出

・消耗器具備品費支出、賃借料支出、雑支出 他

○事務費支出

・事務消耗品費、修繕費支出、会議費支出、業務委託費支出、賃借料支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出 他

②資金収支計算書の施設整備等による支出は適正か。

③資金収支計算書のその他の活動による支出は適正か。

④事業活動計算書のサービス活動外増減による費用は適正か。

⑤事業活動計算書の特別増減による費用は適正か。

■ 適

(所見)

非常用自家発電機設備を補助金を利用し購入している。
他地域にて災害が多く起こっていることや、徳島県でも南海地震の予測もされているため、不測の事態に対応できる適正な支出であると考えます。

(2) 貸借対照表

①現金及び預金残高は実際の金額と合っているか。

②定款の基本財産及び財産目録と合っているか。

③流動資産は適正か。

・現金預金、事業未収金、未収金、仮払金、徴収不能引当金 他

④固定資産は適正か。

・土地、建物、定期預金、投資有価証券、○○長期貸付金、○○引当金、○○積立資産、その他固定資産 他

⑤流動負債は適正か。

・短期運営資金借入金、○○未払金、預り金、前受金、○○借入金、その他流動負債 他

⑥固定負債は適正か。

・○○借入金、長期未払金、長期預り金、その他の固定負債 他

⑦純資産は適正か。

・国庫補助金等特別積立金、○○積立金、次期繰越活動増減差額 他

■ 適

(所見)

残高証明等と確認し、適正に処理されています。

<p>(3) 財産目録</p> <p>①法人の全ての資産及び負債について、正しく記載されているか</p> <p>②基本財産は、定款に規定されている基本財産と整合しているか</p>	<p>■ 適</p> <p>(所 見) 適正に処理されています。</p>
<p>3 契約事務</p> <p>①入札・見積合せ等の契約手続は、経理規程の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>②契約に関する決定は、理事会の承認を得て行われているか（理事長が専決できる金額を除く。）。</p> <p>③契約書の作成は、経理規程の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>④契約の自動更新を行う場合、一年間の業務実績や契約額の妥当性を検証し、契約決定権者（理事長専決又は理事会の決議）の承認を受けたうえで行われているか。</p>	<p>■ 適</p> <p>(所 見) 非常用自家発電機設備に関して適正に行われている。</p>
<p>4 現金・通帳等の取扱い</p> <p>次に掲げる現金・通帳等の管理は、経理規程等の定めに従って適正に行われているか。</p> <p>また、担当者一人任せにせず、複数の職員による定期的なチェックが行われているか。</p> <p>①収納現金及び小口現金</p> <p>②通帳及び印鑑</p> <p>③利用者からの預り金</p>	<p>■ 適</p> <p>(所 見) 適正に行われている。</p>

監事職務（社会福祉事業監査及び財務管理監査）執行状況報告書

令和2年5月18日

社会福祉法人柏涛会
理事長 市塚克巳 殿

監事 美馬潔
監事 大石真紀
監事 橘 由紀



社会福祉事業担当監事と財務管理担当監事は協力して監事の職務を執行した。

1 理事会、評議員会への出席及び理事会、評議員会の議案等の事前確認（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

理事会、評議員会に監事として出席し、議案の審議状況を確認するとともに、理事会、評議員会の議案等を事前に審査した。

○理事会（1/5、1/6、1/12、2/3） 計4回 延数10人

○決議の省略による理事会（1/8（2回）、1/11、1/12） 計4回 延数12人

○評議員会（1/6、1/12） 計2回 延数5人

*コロナウィルスへの予防対策により、2/3の理事会は一部理事・監事が欠席し、2/3評議員会は決議の省略により実施した。

○理事会、評議員会の議案等の事前確認（1/12、2/3） 計2回 延数2人

2 社会福祉事業担当監事と財務管理担当監事が連携して実施した業務

(1) 予算、決算、財務諸表等の会計に係る指導

社会福祉事業担当監事と財務管理担当監事が連携して、法人、施設、事業所等の会計責任者、出納職員等を対象に、事業計画に基づく予算や補正予算の編成及び管理、月次試算表の作成及び理事長への報告、決算の見込み等について指導した。

○ 1/7、1/8、2/1、2/3 計4回 延数8人

(2) 法人、施設、事業所等の会計書類、財務諸表の監査（財務管理担当監事）

税理士である財務管理担当監事は、会計書類及び財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表等）を中心に監査を実施した。

○ 1/5、1/6、1/7、1/8、1/10、1/11、1/12、2/1、2/2、2/3、2/4 計11回 延数22人

(3) 法人、施設、事業所等の書面監査（社会福祉事業担当監事）

理事会及び評議員会の議事録等の関係書類、入札関係書類、国庫補助申請書、施設及び事業所等の指定申請書及び体制届（加算等）、指定居宅サービス事業所（介護保険事業）の指定申請書等重要書類について審査した。

○ 1/5、1/6、1/7、1/8、1/10、1/11、1/12、2/1、2/2、2/3、2/4 計11回 延数11人

3 法人、施設、事業所等の実地監査及び監査用自主点検表の事前確認（社会福祉事業担当監事）

この実地監査は、国が示した「法人指導監査実施要綱（指導監査ガイドライン）」や「指定障害福祉サービス事業者等監査指針（主眼事項及び着眼点）」等を参考にして作成した「監事監査用自主点検表」に基づいて法人、施設、事業所等について実施した。

- 実地監査 1/10 法人運営、1/11 児童部（2回）1/12 法人管理、ライフ（2回）
2/1 赤松元気村（2回）、2/2 成人部（2回）、2/3 みまもり（2回）計12回 延数12人
- 「監事監査用自主点検表」の事前確認 1/9（2回）、1/10、1/11、2/1（2回）2/2（2回）
2/3（2回） 計10回 延数10人

4 集合監査としての職員を対象にした研修の講師及び研修資料の作成等（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

幹部職員や幹部候補職員を対象に社会福祉法人制度、障害福祉制度及び会計書類や財務諸表の財務管理制度に係る研修を実施した。

- 研修実施（1/8（3回）、1/9、1/10（2回）、1/11、1/12） 計8回 延数8人
- 研修資料作成及び研修内容確認（1/7（2回）、1/8（2回）、1/11（2回）） 計6回 延数6人

5 非常用発電機入札の立会及び消費税の軽減税率等の指導（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

国庫補助事業による非常用発電機設置に係る入札に立ち会った。また、消費税引き上げに伴う軽減税率に係る会計事務を指導した。

- 1/9、1/9 2回 延数2人

6 徳島県監査、阿南市監査及び外部監査等の立会（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

徳島県監察局法人検査課、徳島県保健福祉部障がい福祉課及び阿南市による法人、施設、事業所等の指導監査に立ち会うとともに、松井公認会計士による外部監査にも立ち会った。

- 徳島県及び阿南市による指導監査の立会
1/11（大地阿南、がんばれる作業所）1回 延数2人
1/12（法人、児童部、花畑、ライフ）1回 延数2人
- 外部監査立会 1/5 2回 延数2人

7 監査方法等の協議及び監査報告書等の作成（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

監査方法等について協議すると共に、「監査報告書」、「監査のポイント及び監査結果（所見を含む）」及び「監事職務（社会福祉事業監査及び財務管理監査）執行状況報告書」を作成した。また、「監査用自主点検表」についても毎年作成して実地監査等に利用した。

- 1/5（3回）、1/6（3回）、1/7（2回）2/4（3回） 計11回 延11人

この他に「監事職務月例報告書」を毎月作成した。

8 法人、施設、事業所等の経営に係る研修等への参加（社会福祉事業担当監事・財務管理担当監事）

次の県外研修及び県内研修に参加した。

- 全国知的障害者福祉協会法人役員及び施設長会議（東京）1/7
- 全国及び徳島県社会福祉法人経営者協議会セミナー（徳島）1/8、2/1
- 全国社会福祉法人経営者協議会研修（監事専門講座）（大阪）1/10

計4回 延数 9人

9 国・県・福祉関係団体等からの情報収集（社会福祉事業担当監事）

厚生労働省の各部局や審議会等が発信する情報、各県の発信する法人や障害福祉事業に係る情報及び社会福祉法人の経営者団体や障害福祉団体等からの情報の収集に努め監事監査の業務に活用した。

- 1/5、1/6、1/7、1/8、2/1、2/2（2回）、2/3（2回）2/4 計10回 延数 10人

★ この報告書の文中において、年月の表記は(例)のとおり省略して表記しています。

(例) 令和元年5月⇒1/5